第4 施策別の検証と今後の展開

ごみの減量・リサイクルの推進

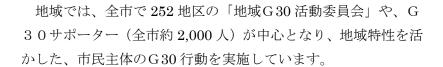
(1) G30の普及啓発

■G30行動の推進

G30を推進するため、「『ヨコハマはG30』推進本部」などの体制の整備、イベントや広報媒 体など様々な普及啓発活動、地域における住民説明会・集積場所での啓発などの市民の皆さんと協 働した取組などを実施してきました。

●G30 推進に向けた体制の整備・拡充・強化

平成15年度に、市長を本部長とする「『ヨコハマはG30』推進本 部」、各区に「区G30推進本部」を設置し、市民・事業者・行政が 協働し、ごみ減量・リサイクルを推進するための行動計画の作成や 進行管理を行っています。





「ヨコハマはG30」推進本部

●徹底した啓発活動の推進

市民・事業者の皆さんに幅広く「横浜G30プラン」の周知を図り、G30行動を推進するため、 ザよこはまパレード(横浜国際仮装行列)や横浜開港祭など、多くの市民の皆さんが集まるイベ ントに積極的に参加しています。このほか、モーニング娘。などG30の趣旨に賛同した著名人 の方々に、ボランティアで「G30広報大使」として様々な場所でG30のPRをしていただい ています。また、パンフレット、ホームページなどの広報媒体を活用して徹底した啓発活動を行 っています。















●市民・事業者の皆さんと協働したG30 行動推進の取組

家庭ごみの分別収集品目拡大にあたり、自治会・町内会や地域G30活動委員会の協力のもと、 区G30推進本部や収集事務所が中心となって、約11,000回に及ぶ住民説明会や集積場所における早朝啓発(約2,200回)、駅頭キャンペーン(約470回)などを実施しました。

さらに、分別方法を説明したパンフレットを全戸配布して、分別排出の周知徹底を図りました。 また、分別説明用ビデオや資源物のリサイクルルート解説ビデオを作製し、住民説明会で活用するとともに、全自治会・町内会に配布し、自主的な取組に役立てていただいています。

事業系ごみについては、事業者の皆さんにごみ減量・リサイクルの実践を働きかけるため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会をとらえて、G30プランの趣旨や必要性を説明しています。さらに、事業系ごみのごみと資源の分け方についてのリーフレットを作成し、約10万事業所へ送付して分別の徹底を図っています。











今後とも、市民・事業者の皆さんへのG30行動の着実な浸透を図るため、各種イベントや様々な広報媒体を活用し、効果的な啓発活動に取組んでいきます。また、ごみの分別が徹底されていない地域や家庭が、まだみられます。分別が徹底されていない地域や家庭などに対する重点的な啓発を行っていきます。

●地域における取組

環境事業推進委員や地域G30活動委員会等に代表される地域ボランティアの皆さんが連携 し、自治会・町内会等の行事や出前講座で、ごみの分別方法をわかりやすく説明したり、住民説 明会や集積場所での分別指導に取組んでいます。

また、市民の皆さんによるごみ減量・リサイクルを推進するための自主的な組織も立ち上げられ、商店街での分別キャンペーンや分別説明会を実施するなど、分別品目の拡大をきっかけとした、市民・事業者の皆さんによる自主的・自発的な取組が進んでいます。





地域G30活動委員会の委員による集積場所等での活動

これまで市民・事業者の皆さんとの協働によりごみの減量・リサイクルを進めてきましたが、 市民・事業者の皆さんの自主的・自発的なごみ減量行動へつなげていくことが求められています。 主体的な活動をより一層推進していくため、ごみを減らすための具体的な行動・排出ルール、 ごみ減量による市民に身近な成果について分かりやすく伝え、各区・事務所と地域の連携を図り、 地域におけるごみ減量・リサイクル行動を推進していきます。

■G30行動推進のための表彰制度

「ヨコハマはG30」の推進に功績のあった個人・団体・事業者を表彰する「横浜環境行動賞 『ヨコハマはG30』推進者表彰式」を開催しています。

平成 17 年度からは、「分別優良事業所認定制度」や、「事業系一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定制度」を創設し、表彰制度の拡充を図っています。

今後も、市民・事業者の皆さんによるごみ減量・リサイクルの取組の推進と、G30行動の地域社会への定着を図るため、各種表彰事業を実施していきます。





横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰式

≪コラム①≫ ウェステック2006の横浜開催

国内をはじめ海外からも多数の企業が参加する国内有数の展示会である「ウェステック - 廃棄物処理・再資源化展ー」が今年からパシフィコ横浜で開催されます。開催都市として、横浜から全国へG30を発信するとともに、市民・排出事業者の皆さんに、廃棄物処理や再資源化の最新技術に触れていただき、関心を一層高めていただきます。また、市民団体やNPO、学校などの出展や周辺施設でのG30イベントなどを開催し、多くの市民やNPOが参加できる総合イベントとする予定です。

■情報公開の推進

市民・事業者の皆さんのごみ減量・リサイクルに対するさらなる理解と協力を得るため、各種 広報を活用して、ごみ量の削減状況、G30の推進による環境負荷の低減効果及び財政的効果、 焼却工場や処分場の周辺環境調査の結果などを公表しています。

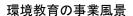
これまでのG30の成果を持続させるため、継続した市民・事業者の皆さんの協力が必要です。 今後も、市民・事業者の皆さんがごみ問題を正しく理解し、具体的な行動の動機付けとなるよう、資源物の売却による歳入の増加などの個別の取組の成果、ごみ減量が環境に与える効果についての情報を、ホームページのほか、収集事務所・工場における普及啓発活動や各種イベントなど、様々な機会を通じて、積極的に情報提供していきます。

■環境教育の推進

子どものころからごみ問題を通して「ものを大切にする心」を育むことができるよう、市内の全小学校4年生(国、私立含む)を対象に環境副読本を配布し、総合学習等の教材として活用しています。収集事務所では、職員自らが講師となり、小・中学校や自治会・町内会等へ直接赴いて、ごみ量の状況や処理のしくみを説明する「出前講座」や「出前塾」を実施し、ごみ減量・リサイクルの普及啓発に積極的に取り組んでいます。また、焼却工場では、市内全小学校の4年生を対象に、社会科見学のひとつとして施設見学を受入れているほか、市民の皆さんを対象とした少人数の見学会も実施するなど、環境教育の機会の充実を図っています。

今後は、「ひとりからの工場見学の受付」や「様々な機会を捉えた出前講座の実施」などG30の普及啓発や環境学習の機会を増加し、子ども向けの環境教育を充実させ、G30に対する理解を深めていきます。







工場見学の様子



環境副読本

【焼却工場への見学者数】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
件数(件)	470	389	558	583	627
見学者数(人)	22,014	20,359	32,780	33,796	36,131

≪コラム②≫ 各事務所もG30の成果の維持に向けて積極的に取り組んでいます!

鶴 見	「三ッ池公園環境フェスティバル」等のイベントにおいてG30啓発ブースを設置して、クイズ形式も交えて分別方法の説明を行うほか、リサイクル後の製品を展示するなど、広報啓発活動に取組んでいます。また、鶴見リサイクルプラザ主催の「リサイクル講演会」に参加して、市民の皆さんにG30の進捗について報告をおこなうとともに、レジ袋削減に有効な風呂敷の活用を働きかけています。	
神奈川	三ツ沢競技場において、サッカー J リーグの試合開催にあわせて、へら星人ミーオが選手とともに、「ヨコハマはG 3 0」への協力を観客に呼びかけています。また、神奈川大学の「神大フェスタ」に参加するとともに、事前に、実行委員へ「エコフェスタ」の実施を働きかけ、再使用可能なエコ容器の導入、来場者への分別の細分化・徹底を実現しています。	
西	市民の皆さんにG30をより一層周知徹底し、協力を得るため、各種イベントに参加し、広報普及活動を行っています。また、平成18年2月に開催されたシンポジウム「マータイさんと語ろう」において、小・中学生がメンバーの「もったいない探偵団」が、ノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイさんと「ものを大切にする心 MOTTAINAI」について語り合い、交流を深めました。	
中	小さな子供たちにも分別を実践してもらえるよう、職員手作りの紙芝居を使って、ごみの出し方の説明を行っています。また、紙芝居の登場キャラクターである「ゴミーオ」の着ぐるみを作成し、「ミーオ」とともに、紙芝居上演時に活躍しています。また、町内会と連携し、約1,000か所の集積場所で早朝啓発を行なうなど、分別排出の更なる徹底を図っています。	
南	環境事業推進委員と事務所職員が中心となって、市民の皆さんのG30への理解を深めるイベント「ふれあい De G30」を開催しています。また、地域住民の皆さんとの交流を目的として職員有志が企画・運営する「もちつき大会」の開催や「ちびっこ応援隊」の募集などを通じて、地域と一体となったG30の推進を図っています。	
 港 南	小・中学生からなる「ひまわり子どもレンジャー」を組織し、手作り啓発ポスターの集積場所への掲出、壁新聞の構内への掲出などをおこない、児童・生徒によるG30の取組を推進しています。また、地元町内会などと共同で、大岡川の清掃活動(河川内の空き缶や粗大ごみの収集、遊歩道のごみ拾いや花の植栽)を行うなど、街の美化活動に取組んでいます。	
保土ケ谷	「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体を表彰する「ほどがやG30奨励賞(ゴミネッサンス)」を創設し、平成18年3月に開催した第1回目の表彰式では、生ごみの堆肥化に取組んでいる団体をはじめとする、4人、6団体を表彰するとともに、活動報告や取組実践例の発表を行うなど、区民の皆さんとともにごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。	
旭	分別排出のさらなる徹底に向けて、分別説明会や出前講座、集積場所における早朝啓発など、各種普及啓発活動を継続的に行っているほか、区内の主要駅で、駅利用者に分別の徹底を呼びかける「まちかどキャンペーン」を実施しています。また、「旭ふれあい区民まつり」に参加し、来場者にG30への協力を呼びかけています。	コミネッサンス官典形式 「A おうでが 大きな最末 2000 日 10 00日前記書館 1600 日
磯子	区民参加型の事業として、区民ボランティアグループの「G30応援隊」との協働により、フリーマーケットやリサイクル実践教室を開催するほか、環境事業推進委員・中学生などのボランティアによるファイバーリサイクルの実施など、様々な啓発活動に取組んでいます。また、特に分別が徹底されていない地域に対して啓発チラシを配布するほか、集積場所への啓発看板の設置や早朝啓発及び開袋調査を行うなど分別排出の徹底に取組んでいます。	

金沢	区民まつり、花火大会、地域イベント等に参加し、「ヨコハマはG30」の進捗状況や資源物のリサイクルルートを説明するブースを設置するなど、広報普及活動に積極的に取組んでいます。また、住民説明会や集積場所における分別啓発指導、不適正排出物の取残しなど、分別排出徹底に向けた取組を積極的に実施しています。	
港北	毎月1回、大倉山駅前で東横学園の生徒の皆さんと、分別徹底に向けたPR活動や、地域清掃を実施しています。また、「ふるさと港北ふれあいまつり」や「観梅会」などのイベントにおいて、G30のPRや、分別相談コーナーを設置したほか、リーフレット「もういちど見直そうごみと資源の分け方・出し方」を作成するなど、広報普及活動を精力的に実施しています。	
緑	次代を担う子供たちに分別排出をはじめとするG30行動の必要性を理解してもらえるよう、中学校や小学校において出前講座を実施しています。さらに、保育園においても、ミーオを使って、分別方法を学べる寸劇を上演するなど、環境教育に積極的に取組んでいます。また、区内11連合地区ごとに、分別強化集積場所を選定し、地区推進委員の方々と協力して、重点的に早朝啓発を実施しています。	
青葉	ケーブルテレビ、コミュニティ FM と連携し、たまプラーザ駅前でG30啓発イベント「あおばズームアップ」を開催するほか、ケーブルテレビの協力のもと、独自のG30啓発ビデオを作成し、イベントや地域説明会で使用するなど、地域メディアと協働した取組を進めています。	
都筑	区内の保育園において、プロジェクターを使った紙芝居と、寸劇「ゴミレンジャーとポイステマン」を上演し、園児に楽しみながら身近な環境問題を学んでもらっています。また、分別排出のより一層の徹底を目指して、環境事業推進委員と協働して、早朝啓発活動を積極的に行うほか、住民説明会を実施するなど普及啓発活動を推進しています。	
戸塚	市民の皆さんが分別した資源物が、どのようにリサイクルされているか、その行方を追う「ミステリーツアー」を実施しています。また、区民祭り会場でごみの分別啓発を行うほか、明治学院大学において開催された学生と地域の交流イベント「地域学生わくわく交流祭」に参加し、来場者へ分別排出への協力を呼びかけています。	
栄	環境事業推進委員やG30サポーターと協働して、集積場所における啓発活動等、G30の推進に向けて、様々な広報普及活動を行っています。また、「自分たちのまちは自分たちできれいに」の考え方のもと、大船駅のバスターミナルの美化活動を行う地元ボランティア団体を、地域の協力を得て、立ち上げました。	
泉	資源集団回収の推進を図るため、パンフレット「資源集団回収 取組の工夫」を作成し、地域G30活動委員会などでPRを行っています。また、分別の徹底が難しいコンテナ収集を実施している地域においては、再度説明会を実施するとともに、家庭ごみの開封調査や取り残しを行うなど、分別にご協力いただくための様々な取組を行っています。	
瀬谷	G30をより一層強力に推進するため、「パワフル瀬谷・生活情報発信展」や「瀬谷まつり」など、様々なイベントにおいて、啓発活動を実施しています。また、小学校・保育園において、紙芝居やミーオの着ぐるみを活用した出前教室を実施し、幅広い年代にG30をPRしています。さらに、分別排出を一層徹底するために「分別一覧のチラシ」を作成し、全世帯に配布しています。	AGENT CALL & GO 473
北部	8月から旭区内小学校の児童が作成した「ヨコハマはG30」普及啓発看板を北部事務所正面入り口フェンスに掲示し、広く市民にG30をPRしています。さらに、イベント等で使用される移動公衆トイレ3台の側面に民間企業の広告を掲載し、財源の確保にも努めています。	

≪コラム③≫ 各工場も積極的にG30の普及啓発に取り組んでいます!

鶴見	フリーマーケット等が行なわれる「資源循環フェスタ」にあわせて工場見学会を開催するなど、より多くの方に工場見学に来ていただけるよう取り組んでいます。また、見学ルートにリサイクル品で作成したロボットを展示して、普及啓発に役立てています。	
港南	ごみ量の減少に伴い平成 18 年 1 月に休止しました。休止にあたっては、多くの報道機関から取材を受け、市民・事業者の皆さんと行政が協働して取組んだG30の成果としてテレビ等で放映されました。	
保土ケ谷	G30の普及啓発と工場の役割についてより理解を深めてもらうため、職員が小学校に赴き説明する「出前教室」を実施しています。「出前教室」では、蒸気を利用した発電を理解するための模型による実験や、ごみの分別を体験するゲームなどを行っています。	
旭	工場の敷地内から発生するせん定枝や落葉のコンポスト化(堆肥化)を行っています。工場見学者の皆さんにも、この取組をご覧いただけるよう、現在、見学ルート内に、コンポスト化を行う場所を新設中です。	
金沢	より多くの市民の皆さんに工場を見学していただけるよう、従来は15名以上から受け入れていた工場見学を、1名でも受け入れる体制を整えたほか、工場内の設備を自由に見学できるイベントを開催するなど、普及啓発に取組んでいます。	
都筑	廃棄物で製作した「ゴミザウルス」、「発電機ゲーム」やパソコンを利用した「分別クイズ」など、楽しみながらごみやリサイクルについて学べるツールを作成し、地域のお祭り「つづきふれあいの丘まつり」等、各種イベントに出展し、普及啓発に役立てています。	8020

(2) 家庭系ごみの減量・リサイクル

■分別品目の拡大・分別排出の徹底

家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、「プラスチック製容器包装」「古紙」「古布」等を新たに分別品目に加えた 10 分別 15 品目の分別収集を、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

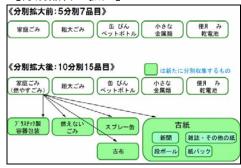
358 万市民と行政の最大の協働事業である分別拡大にあたっては、住民説明会や集積場所に おける啓発活動など様々な取組を実施し、分別排出への市民の皆さんのご理解とご協力を求 めました。

【分別品目拡大の推移】

時 期	対象地域	対象世帯数
平成 15 年 10 月	モデル実施	約4万世帯
平成 16 年 10 月	6 区*先行実施	約 43 万世帯
平成 17 年 4 月	全市展開	約 150 万世帯

※ 南、港南、磯子、金沢、栄、泉区

【分別品目の拡大】



(単位:トン)

【行政回収の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
行政回収	49,104	47,984	49,569	67,101	167,744

※「行政回収」は10分別15品目及びその他(不法投棄等)を収集後に資源化した量(資源化量)です。

分別に対する市民の皆さんの理解と協力を得るには、リサイクルが確実にされていることや どのようなものにリサイクルされるのかについて、周知することが必要であり、本市では現 地調査等を行いリサイクルの確実な履行を確認しています。

今後は、ペットボトルについては一部を、国内でのリサイクルを条件に売却し、本市によるリサイクルについて確実なリサイクルの履行確認を行います。また、市民の皆さんの声やごみ量の状況をふまえた効率的な収集回数の検討を進めます。分別が徹底されていない地域や家庭に対する重点的な啓発を行います。さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向け、市民の皆さんにインセンティブを与える手法や分別に協力的な人と非協力的な人との公平性が担保できる手法・制度などについて検討・実施します。従来は埋立ていたガラス残さを新たにリサイクルするとともに粗大ごみとして出されていた家電製品のリユースを目的とした売却を実施するなどリユース、リサイクルを進めます。

≪コラム4≫市民アンケートの実施

分別品目拡大のモデル事業では、3,600 世帯、先行 6 区では 12,000 世帯を対象にアンケートを実施しました。分別を実践してみての感想の中で、「最初は大変だと思ったが、慣れれば平気」「プラスチック製容器包装が多いのに驚いた」「問題ない、協力する」などの声が多く寄せられています。また、平成 18 年 2 月から 3 月にかけて、全区 36,000 世帯を対象にアンケートを実施しました。

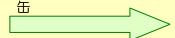
これまでは「分別」をテーマにしたものでしたが、今後は、市民の皆さんの意識の変化、いわば「G30における市民満足度の向上」の視点を含めたアンケート等の調査を実施していきます。

≪コラム⑤≫ このようなものにリサイクルされます。

市民の皆さんに分別していただいた資源物は、以下のようにリサイクルされています。

なお、リサイクルは民間事業者により行われていますが、確実にリサイクルされているかどうか、履行確認を行うため、本市職員が直接リサイクル施設を調査したり、書類を提出させチェックするなど、確実なリサイクルを推進しています。





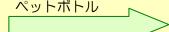
アルミ缶は、アルミ缶など、スチール缶は、金属材料として、 建築資材などに再生利用。





ガラスくず (カレット) となって、新たにびんをつくる材料 などとして再生利用。





制服、ワイシャツ、カーペットなどの繊維や箱の中仕切り、文房具、ペットボトルなどに再生利用。





金属材料として、建築資材などに再生利用。



使用済み乾電池

水銀、亜鉛、鉄、ニッケルの金属原料として再生利用。



プラスチック製容器包装

プラスチック原料や、油化、高炉還元材、ガス化、コークス 炉化学原料化などとして再生利用



スプレー缶

鉄やアルミなどを選別し再生利用



古布

中古衣類として再利用⇒主に海外に輸出 ウエス (工場等で使われる雑巾) として再生利用 原料の綿などに戻し再生利用⇒建築用資材、断熱材、クッション材



古紙

古紙パルプとして、紙の原材料として再生利用 (段ボール、ちり紙、雑誌)など



蛍光管・電球 (燃えないごみ)

ガラス、水銀、アルミなどを選別して軽量骨材やアルミニウム原料として再生利用



粗大ごみ

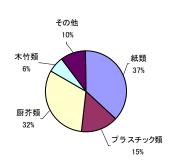
金属製品は、金属材料として建築資材などに再生利用 家電製品の一部は再使用を目的として、リサイクル業者に売 却し、再利用できる「家具類」は、リサイクルプラザにおい て抽選販売

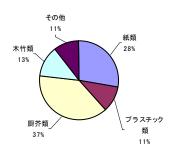
≪コラム⑥≫ごみ組成調査の実施

分別拡大前(平成 13 年度)に対し分別拡大後(平成 17 年度秋)の家庭ごみ(燃やすごみ)の組成を比較すると、古紙とプラスチック製容器包装が新たに分別対象品目となったことから、紙類の組成割合は約9%、プラスチック類の組成割合は約4%減少しています。また、厨芥類(生ごみ)は、紙類、プラスチック類の減少が著しいため、相対的に割合が増加しています。さらに、従来からの分別品目である「缶・びん・ペットボトル」の分別率は、平成 13 年度の59%~81%に対し、分別収集品目拡大事業を実施した平成 16 年度 6 区では 89%~96%、平成17 年度(秋)は 93~97%と上昇する傾向がみられます。

平成 13 年度

平成 17 年度(秋)





【家庭ごみ(燃やすごみ)の組成調査結果】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		
			分別拡大 未実施地区	モデル地区	分別拡大 未実施地区 (冬)	先行 6 区 (冬)	(春)	(夏)	(秋)
紙類	37.0%	35.9%	37.9%	29.8%	39.8%	35.2%	27.9%	26.7%	27.9%
プラスチック類	14.6%	15.4%	16.2%	11.1%	14.2%	10.9%	9.9%	11.4%	10.6%
厨芥類	31.9%	32.0%	32.1%	42.5%	33.1%	40.9%	37.7%	39.6%	38.3%
木竹類	6.2%	6.5%	5.1%	5.6%	2.2%	4.8%	14.4%	12.8%	12.6%
その他	10.3%	10.2%	8.7%	11.0%	10.7%	8.2%	10.1%	9.5%	10.6%

【組成調査結果による分別率の推移】

			平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		
	平成 13 年度	平成 14 年度	分別拡大 未実施地区	モデル地区	分別拡大 未実施地区 (冬)	先行 6 区 (冬)	(春)	(夏)	(秋)
缶	77.7%	79.2%	85.0%	94.4%	87.5%	95.8%	93.4%	93.6%	94.8%
びん	80.8%	83.7%	83.6%	92.8%	86.3%	95.5%	94.7%	94.4%	97.0%
ペットボトル	59.4%	60.3%	76.9%	89.6%	72.8%	89.1%	93.3%	92.1%	92.8%
プラスチック 製容器包装	_	_	_	57.5%	_	54.8%	56.7%	55.3%	56.6%

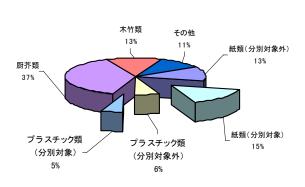
※モデル地区、先行6区の分別率は、分別拡大後の数値。

※分別率=分別排出された資源の量/(分別排出された資源の量+家庭ごみとして出された資源の量)×100

≪コラム⑦≫ どのくらい分別されているの?

分別拡大後の平成 17 年度(秋)でも、ごみ組成として紙類が 28%、プラスチック類が 11%を 占める中で、分別対象となる古紙やプラスチック製容器包装等は、15%、5%とそれぞれ約半分 を占めています。家庭ごみの中には、分別してリサイクルが可能な古紙やプラスチック製容器包 装などがまだまだ多く含まれています。

正しい分別に一層のご協力をお願いいたします。



平成 17 年度(秋)

≪コラム⑧≫容器包装リサイクル法の見直し

横浜市では、分別収集している品目のうち「白・茶色以外の色のガラスびん」と「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」については、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化しています。

しかし、容器包装リサイクル法には、

- ・ 容器包装の製造等事業者によるごみ減量の取組みが進んでいない。
- ・ 手間と費用がかかる分別収集から中間処理までを担う自治体の負担が重い。
- クリーニングの袋を対象外としているなど、分別の対象が市民感覚にあわない。
- ・ 市町村が再商品化の手法の選択、履行の確認を行うことができない。
- ・ プラスチック製容器包装の材料リサイクルにおいて、収集された容器包装の半分が残さ として処理されている。

といった課題もあります。

そこで、横浜市では、本市独自で、または他都市と共同して、

- ・ 容器包装の製造等事業者によるごみの発生抑制や分別排出しやすい容器包装の開発・採 用などの取組みを促進すること。
- 容器包装のリサイクルにおける事業者と自治体の費用負担について見直すこと。
- 素材別のリサイクルとすること。
- 地方自治体において再商品化の履行が確認できる仕組みを構築すること。
- ・ プラスチック製容器包装の材料リサイクルにおいて、残さとして処理されているものに ついて、他の手法による再商品化を推進すること。

などについて、国に対し、要望を行っています。

また、市民の皆さんが分別排出した資源が確実にリサイクルされているかどうか、本市独自 に、リサイクル事業者に確認を行っています。

今後も、容器包装リサイクル法について、市民の皆さんにわかりやすい分別区分とすること、 確実にリサイクルされること、発生抑制を推進すること、などの観点から、国に対して要望を していきます。

■資源集団回収の促進

ごみ減量・リサイクルを目的として、現在、約3,853の自治会・町内会、子供会等の住民団体が古紙、布類等の資源集団回収を実施しています。

今後も、資源集団回収を中心とした古紙・古布のリサイクルを推進するため、実施地域には 実施回数の増や、行政回収と実施日の調整とともに、未実施地域では集団回収実施の働きかけ を行います。

【資源集団回収実施状況の推移】

		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
実	医施団体数(団体)	3,226	3,200	3,284	3,475	3,853
	回収量(トン)	118,477	106,655	108,354	122,643	157,407
	古紙	115,665	104,747	106,366	120,382	153,537
	布類	2,071	1,103	1,089	1,512	3,082
	金属類	591	593	648	676	737
	ガラスびん	150	212	251	73	51



※平成17年の回収量は、1月から12月までの速報値。

※各数値は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

■資源デポ(常設資源回収拠点)の整備

市民の皆さんが、いつでも資源を持ち込むことができるよう、常設の資源回収拠点(資源デポ)を設置し、市民の皆さんが持ち込む資源を回収しています。

「資源回収センター」では、新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びんを回収しています。また、区役所・地区センター・コミュニティハウスなど、市民利用施設 117 か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・布類を回収しています。

今後も、分別排出の利便性を向上させ、分別の徹底と定着を図るため、引き続き資源デポ事業を推進していきます。

【資源デポの回収量と設置か所数の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
資源回収センター(トン)	186.6	229.6	229.1	340.8	436.4
資源回収ボックス(トン)	752.9	740.7	998.8	1,836.5	3,132.4
設置か所数(か所)	52	51	100	103	118
合計 (トン)	939.5	970.3	1227.9	2177.3	3,568.8



資源回収ボックス

■センターリサイクルの全区展開

市民の皆さんに積極的に分別・リサイクルに取組んでいただくため、各区収集事務所・焼却 工場などにおいて、古紙類、プラスチック製容器包装等の資源を受入れています。

今後も、市民の皆さんの分別排出の利便性を向上させ、分別排出の徹底と定着を図るため、 センターリサイクルを推進していきます。

【センターリサイクル実施状況の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
回収量(トン)	172.5	179. 8	239.9	406.4	367.3
古紙類	110.0	113.4	152.8	286.1	247.1
古着·古布	54.8	62.4	83.3	114.4	107.6
金属類	3.1	2.2	2.4	1.8	4.4
びん類	1.7	1.3	1.3	0.4	0.8
ペットボトル	2.4	0.1	0.1	0.1	0.5
プラスチック製容 器包装	0.5	0.4	0.1	3.5	5.5
その他	_	_	<u>—</u>	0.1	1.1
実施区数	4区(神奈川、 旭、泉、瀬谷)	4区(神奈川、 旭、泉、瀬谷)	8区(神奈川、中、 南、旭、金沢、青 葉、泉、瀬谷)	全 18 区	全 18 区

[※]各品目の数量は端数処理をしているため、合計量と一致しない箇所があります。

■せん定枝のリサイクルの推進

家庭から出されるせん定枝のリサイクルを推進するため、各区収集事務所においては、「せん定枝チップ機」を市民の皆さんに無料で貸出を行っています。さらに、市民の皆さんがせん定した枝を神明台処分地内にあるグリーンコンポストプラントで受け入れ、土壌改良材としてリサイクルしています。

今後も、せん定枝のリサイクルを推進するため、「せん定枝チップ機」の無料貸出、グリーンコンポストプラントにおける受入を行うとともに、家庭から出るせん定枝を新たに資源物として収集し、リサイクルを進めます。

【せん定枝チップ機の貸出件数と資源化量の推移】

	平成 15 年度**	平成 16 年度	平成 17 年度
せん定枝チップ機 貸出件数(件)	290	461	526
せん定枝 資源化量(トン)	27.7	60.7	47.4



※平成15年度は12月から3月までの実績

せん定枝生チップ

【市民のグリーンコンポストプラント搬入量の推移】

	平成 15 年度**	平成 16 年度	平成 17 年度
市民 グリーンコンポスト 搬入量(トン)	4.0	6.3	43.4

[※]平成15年度は12月から3月までの実績。

■生ごみのリサイクルの推進

家庭から排出される生ごみの減量・リサイクルを推進するため、家庭用電気式生ごみ処理機、 生ごみコンポスト容器の購入助成制度を実施しています。

今後も、購入助成制度を実施するとともに、新たな生ごみリサイクル策として、堆肥化や飼料化、メタンガス化などについて、調査を進めます。

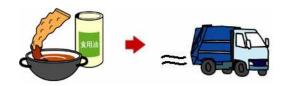
【生ごみ処理機、コンポスト容器の助成基数の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
電気式生ごみ処理機 助成基数(基)	_	180	1,003	2,000	2,000
電気式生ごみ処理機 助成応募件数(件)	_	904	1,528	6,197	6,480
生ごみコンポスト容器 助成基数(基)	670	520	599	558	794

■廃食用油のリサイクル事業

収集事務所や焼却工場などの職員が中心となり、市民の皆さんが排出する天ぷら油等の廃食 用油を収集し、各地域を走行するごみ収集車の燃料としてリサイクルする事業についての調 査・検討を行っています。

今後は、より具体的に、事業化へ向けた検討を重ねていきます。



■環境にやさしい取組み行動協定

市内の主なスーパーマーケット・地域生協・百貨店(32社・1組合 248店舗)との間に「容器包装の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定」を締結し、市民の皆さんに対してマイバッグの持参や簡易包装への協力を呼びかけ、容器包装の発生抑制・減量に取組んでいます。協定各社がレジ袋不用ポイントカードの導入やオリジナルマイバッグの販売、普及などに取り組んでいますが、店頭回収品目のばらつきを解消することや協定参加店舗数を増やすことが課題となっています。

今後は、協定事業者の他にも、容器包装の削減に取り組む事業者を増やしていくことが重要であり、容器包装削減に意欲ある事業者を「G30・ECOパートナー」として認定する事業を実施します。また、より一層の容器包装の発生抑制・減量に向けて、事業者と協働した取組みを実施するなど、市民の皆さんへの啓発を強化していきます。

【取組み行動協定締結団体及び店舗数】

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
事業者(組合)数	23	28	27	33
店 舗	212	223	225	248



協定店ロゴマーク

■経済的手法等の検討

経済的手法の一つである家庭ごみの有料化は、分別が徹底され定着した後に導入することで、 ごみ減量・リサイクルの推進により有効に働く施策であると考えております。まずは分別の徹 底と定着に向け、市民と協働して取り組んでいきます。

経済的手法については、今後も、ごみ減量・リサイクルの状況を踏まえつつ調査・研究を行っていきます。

■集積場所からのごみ・資源物の持ち去り禁止

集積場所に分別して出されたアルミ缶などの資源を無断で持ち去る事例が発生していたことから、ごみ減量・リサイクルを円滑に推進していくため、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を改正し、平成16年4月1日から持ち去り行為を禁止しました。

(3) 事業系ごみの減量・リサイクル

■立入調査

大規模事業所に対しては、年1回減量化・資源化等計画書の提出を義務付けており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について、立入調査を行い、ごみ減量・リサイクルの働きかけと適正処理の指導をしています。また、焼却工場での搬入物検査で、分別に問題が見られた排出事業者に対しても立入調査を行っています。

今後も、事業者の皆さんから排出されるごみ減量・リサイクルを進めるため、立入調査を 行っていきます。

【立入調査件数の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
大規模建築物数(件)	2,608	2,590	2,594	2,631	2,614
立入調査件数(件)	600	580	700	900	1,000

[※]大規模事業所:店舗面積が500 m²を超える小売店舗及び延べ床面積が3,000 m²以上の事業所

■焼却工場における搬入物検査

事業系ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成 15 年 12 月から産業廃棄物である木くず等や資源化可能な古紙について、焼却工場への搬入を停止しました。

これにあわせて、焼却工場での搬入物検査を強化し、古紙やびん・缶等のリサイクルできるものやプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行っています。また、搬入物検査をより効率的に行うため、全工場に自走式の搬入物検査装置を導入しています。

今後も搬入物検査を継続的に実施し、リサイクルと適正処理を推進していきます。

【搬入物検査台数の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
検査台数(台)	2,263	4,027	8,093	40,923	90,629



搬入物検査の様子

■グリーンコンポスト事業

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設で、せん定枝を受入れ、破砕し生チップとして、また、その後発酵させ、土壌改良材としてリサイクルしています。

なお、今までは直径 15cm 以下のせん定枝しか受入れできませんでしたが、これを直径 30 cmまで受け入れられるよう、大型破砕機を設置し、施設の増強をしました。

今後も、せん定枝をグリーンコンポスト施設へ搬入するよう誘導し、せん定枝のリサイクルを推進していきます。

【グリーンコンポスト事業実績の推移】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
せん定枝受入量(トン)	3,805	3,995	4,239	3,647	5,316
製品出荷量(トン)	2,180	2,061	1,938	2,269	2,347



神明台処分地内グリーンコンポスト施設プラント

■小学校給食残さのリサイクル

小学校から排出される給食残さについては、小学校に設置している生ごみ処理機で堆肥と してリサイクルするほか、リサイクル施設で家畜の飼料として再生しています。こうした取 組は、小学生にとって、毎日の給食をとおしてリサイクルを実体験することができ、ごみ問 題やリサイクルについて考えるきっかけとなっています。

今後も、給食残さのリサイクルの推進と環境教育への活用を図っていきます。

【小学校給食残さのリサイクルの状況】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
生ごみ処理機設置校(校)	25	28	44	66	66
飼料化実施校(校)		_	36	71	196
合 計(校)	25	28	80	137	262



生ごみ処理機

■市役所ごみゼロの推進

横浜市役所では、自らも排出事業者としてごみ減量・リサイクルに率先して取組むため、市の全ての施設において分別品目を拡大(18分別)し、資源となるものを可能な限りリサイクルしています。各職場に、職員の中から「ごみゼロ推進委員(Gメン 530)」を選任し、職場でのごみの発生抑制と分別・リサイクルの徹底に取組んでいます。また、収集運搬に伴う環境負荷とコストの軽減を図るため、分別拡大した施設のごみ処理契約を、所在区ごとに一本化する「ルート回収」を構築しています。

また、資源循環局では、19 収集事務所、6 工場等が I S O 14001 認証を取得し、局内全事業所が認証組織となりました。

今後も、排出事業者として、市役所内の3R推進体制を強化し、庁内のごみ減量・リサイクルを積極的に推進していきます。また、取組状況を公表するとともに、民間事業者の取組を誘導していきます。

【リサイクル率の推移】

(単位:トン)

	平成 16 年度			平成 17 年度(速報値)		
	ごみ廃棄量	資源化量	リサイクル率	ごみ廃棄量	資源化量	リサイクル率
市庁舎	70.0	525.7	88.2%	34.6	477.5	93.2%
18 区庁舎	356.8	861.5	70.7%	288.0	904.9	75.9%

(参考) 平成 15 年度、資源循環局(松村ビル内)の「ごみゼロチェック週間」におけるリサイクル率は、89.2%。



ルート回収のイメージ



Gメン530研修会の様子

効率的な執行と市役所サービスアップ

(1)効率化の推進

各種業務の効率化

効率的・効果的に事業を推進していくため、家庭ごみ等の収集運搬業務をはじめとする各種業務の 委託化を推進し、平成 15 年度から 17 年度までに、26 億 4 千万円の経費を節減しました。

今後も、「サービス水準が同じ場合には、コストの低いほうを」、「コストが同一の場合には、サービ ス水準の高いほうを」という考え方に立ち、委託化による課題と効果を十分に検証し、条件整備を進 めて、順次、委託化を推進していきます。

家庭ごみ等収集運搬業務委託

西区、中区において、家庭ごみ等の収集運搬業務を民間業者へ委託し、平成16年度から平成17 年度までに、6億6千万円の経費を節減しました。

中継輸送業務の効率化

港北輸送事務所・磯子輸送事務所を廃止し、戸塚輸送事務所・神奈川輸送事務所・神明台輸送事 務所の運営管理業務を委託し、平成 15 年度から平成 17 年度までに、18 億 6 千万円の経費を節減し ました。

粗大ごみ収集運搬業務委託

平成 17 年度から保土ケ谷、旭、緑、青葉、都筑、瀬谷の 6 区において、粗大ごみの収集運搬業 務を民間業者へ委託し、1億円の経費を節減しました。

さらに、受付から収集・運搬業務を一本化するなど、効率的な業務運営を推進しています。

公衆トイレ清掃委託による経費節減

平成 17 年度から港南、磯子、金沢、戸塚、栄の5区20か所において、公衆トイレの清掃業務 を委託し、2千万円の経費を節減しました。

財源の確保

広告による財源確保

各種広報印刷物やホームページへの広告掲載、イベント開催時の協賛企業の募集、ホイールカバー 広告事業など、様々な媒体や機会を有効に活用して、財源の確保に取り組んでいます。また、都筑工 場では看板を提供して広告契約を結びました。

今後も、積極的に新たな財源確保に取組んでいきます。

【広告収入額】

平成 16 年度	平成 17 年度(予定額)
1,050 千円	3,307 千円





資源循環局ホームページ

ごみと資源の分け方・出し方

焼却工場での財源確保(リサイクル)

金沢工場では、焼却灰を溶融し、溶融スラグを路盤材としてリサイクルするほか、溶融時に生じる メタルを売却してリサイクルしています。

鶴見工場では、焼却灰から鉄・アルミを抽出して売却し、リサイクルしています。

今後も、引き続き、焼却工場の効率的な管理運営や売電収入の確保に努めていきます。

焼却工場での財源確保(電力)

焼却工場では、ごみの質の変化に対応した効率的な運転管理や、運転経費の節減に努めています。

また、可能な限り発電効率の高い工場においてごみの焼却を行うとともに、発電した電気については、競争入札による売却や、新エネルギー法の活用により新たに環境価値分を別に売却するなど、売電収入の確保に取組んでいます。また、発電電力を工場や余熱施設等で自家消費していますが、売電収入16億円と自家消費分24億円を合わせて約40億円(平成17年度実績)の財政効果を生み出しています。

【平成 13~17 年度 売電実績】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
売電量(千kWh)	288,904	274,084	277,087	234,573	184,272
売電額(千円)	2,080,470	2,001,240	2,048,711	1,710,443	1,306,082

このほかに RPS 法制度による環境価値分(約3億円)があります。

資源物の売却による財源確保

資源として収集したもののうち、缶、びん(無色・茶色)、小さな金属類、粗大ごみの金属類・家 具類・家電製品、また、分別収集品目の拡大により、スプレー缶、古紙、古布を新たに加え、これら を有価物として売却しており、平成 17 年度の売却額は約 13 億円となっています。

今後は、これらに加え、本市がリサイクルの履行確認を行うために、ペットボトルの一部を、国内でのリサイクルを条件に売却し、財源確保にも役立てていきます。

【平成13~17年度 資源物の売却量・売却実績】

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
アルミ缶	売却量(t)	3,959	4,165	4,060	4,549	4,607
アルミ田	売却額(千円)	351,257	444,035	516,809	574,595	684,188
スチール缶	売却量(t)	8,191	7,549	7,091	6,862	7,030
ステール出	売却額(千円)	23,650	51,486	100,235	130,902	135,832
びん	売却量(t)	17,216	15,814	15,084	14,569	15,519
(無色·茶色)	売却額(千円)	3,615	3,321	2,376	2,294	2,571
粗大ごみ	売却量(t)	7,220	6,354	7,038	8,150	7,379
性人とみ	売却額(千円)	2,549	19,524	122,653	166,231	41,419
小さな金属類	売却量(t)		4,233			
小では並馬根	売却額(千円)		(1)	118,683	
スプレー缶	売却量(t)			6.3	(2) (61)	279
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	売却額(千円)			154	(2) (1,244)	7,093
+ 4π	売却量(t)			1,355	10,600	52,938
古紙	売却額(千円)			1,351	18,424	294,407
古布	売却量(t)			366	1,667	6,418
中	売却額(千円)			271	749	4,030
合計	売却量(t)	36,585	33,881	35,000	46,397	98,402
(3)	売却額(千円)	381,070	518,366	743,849	893,195	1,288,223

¹ 粗大ごみとあわせて中間処理し、売却しています。

² 粗大ごみとあわせて売却しているため、()内の数値は粗大ごみの内数です。

³ 各品目の売却量及び売却額は端数処理しているため、合計があわない場合があります。

⁴ 売却額は税込みの金額です。

(2)市民・事業者の皆さんへのサービスアップ

ふれあい収集事業

家庭ごみや資源物の持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、収集事務所が調整窓口となり、小中学生を中心とした地域ボランティアによる持ち出し収集する「ふれあい収集事業」を実施しています。

また、粗大ごみ収集については、従来から、粗大ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある方を対象に、収集職員による持ち出し収集を実施しています。

今後も、「ふれあい収集」の制度について地域への周知をはかるとともに、実施にあたっては対象 者宅とボランティアとのコーディネートを行いながら事業を推進していきます。

【ふれあい収集実施件数】

平成 16 年度	平成 17 年度
76 件	188件

【粗大ごみ持ち出し収集実施件数】

平成 16 年度	平成 17 年度	
3,262 件	4,047件	



ふれあい収集の様子

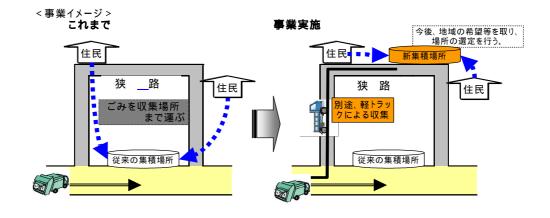
狭路収集事業

道路が狭いため、ごみ収集車が通行することができず、ごみや資源物の持ち出しが不便となっている地域を対象として、各区の収集事務所に軽トラックを配置して収集する「狭路収集事業」を実施しています。

今後も、要望のある地域について、集積場所の確保や効率的な収集ルートを考慮し、可能なところから順次実施していきます。

【対象世帯数】

平成 16 年度	平成 17 年度	
約 5,000 世帯	約 10,000 世帯	



焼却工場における搬入時間の拡大

焼却工場への搬入の利便性を向上させるとともに、発電効率の良い工場への搬入を促すため、これまでの早朝搬入受入に加え、鶴見工場において、平成17年8月から昼休み時間帯の搬入受入を開始しました。

また、平成18年1月からは金沢工場において、昼休み時間の搬入受入と夕方時間の延長を開始しました。

地域等への貢献

市内全域で作業する収集業務を通じて、防犯や人命救助など、地域への貢献をしてきました。

防犯への取組

子供や地域住民の皆さんが安全で安心して暮らせるように、神奈川県警察との間で「地域安全に関する協定」を締結し、横浜市内をくまなく走行している収集車に防犯をアピールするステッカーを提示するとともに、収集車のスピーカーから防犯広報を放送し、市民の皆さんの防犯意識の向上や犯罪防止に役立てています。さらに、作業中に発見した犯罪関連情報を警察に通報するなど、犯罪捜査に協力しています。

【資源循環局職員 地域防犯等による職員表彰等実績】

表彰区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
市長表彰	2件 5名	1件 4名	-
資源循環局長表彰	-	-	6件 15名
(例)収集車で走行中、被害女性の悲鳴で駆けつけた男性ともみ合うひったくり犯人に遭遇し、市民と協			

⁽例) 収集車で走行中、被害女性の悲鳴で駆けつけた男性ともみ合うひったくり犯人に遭遇し、市民と協力の上、犯人を取り押さえ、110 番通報など犯人逮捕に貢献。

人命救助への取組

市内全域で作業する業務の特性を生かして、G30を市民の皆さんと協働して進めるなかで、市民の皆さんのために自分たちにできることを個々の職員が考えて、収集職員を対象とした「普通救命講習会」を実施し、救急救命技術(応急措置技術)を習得しています。平成17年度は、約1,600人の収集職員のうち、98.0%が受講を終了しています。また、「普通救命講習」を指導できる資格をもつ「応急手当普及員」を養成し、各区収集事務所に複数名配置して収集職員の救命技術の向上を図っています。

【資源循環局職員 人命救助等による職員表彰等実績】

表彰区分	平成 16 年度	平成 17 年度
市長表彰	2件 3名	2件 12名
資源循環局長表彰	1件 2名	16件 63名
(例)旭区内を収集車で走行中、倒れている市民を発見し、直ちに心臓マッサージ等の救急救命措置を行 い、人命救助に貢献。		



講習会受講の様子

地域防災への取組

新潟県中越地震の被災地である小千谷市及び長岡市に対し、応援職員を派遣するとともに、災害用 仮設トイレの設置、簡易式トイレパックの搬送を行いました。さらに、小千谷市からの要請を受け、 被災家庭から出されたごみ収集作業の応援を行うため、応援職員と収集車両を派遣しました。

新潟県中越地震への応援活動を通じて得た教訓を活かし、現行の「横浜市防災計画(震災対策編)」をより具体的なものとするため、簡易式トイレパックの調達、地域防災拠点での分別、災害廃棄物一時仮置場の確保・管理作業等について記載しました。

さらに、この計画が、災害発生時に機能するよう、簡易式トイレパック製造メーカーと新たに協力協定を締結し、業界団体との協力協定内容の見直しを行いました。また、有事の際、協定締結先と連絡体制が確保できるよう、連絡方法、連絡先の確認や、当局全職員を対象とした職場研修を実施しました。

今後も、災害時の具体的な行動マニュアルを作成し、また、職場研修等の機会を通じて、職員の危機管理意識の向上を図っていきます。



小千谷市への応援職員派遣の様子

海外への災害支援の取組

スマトラ沖大地震およびインド洋津波被害への支援として、スリランカ政府へ、中古バキュームカー9台を寄贈しました。

分別・不適正廃棄物等に関する相談窓口の設置

収集事務所に産業廃棄物も含めた分別・不適正廃棄物等に関する相談窓口を設置し、分別方法に対する問い合わせの対応をしました。また、産業廃棄物に関する苦情の受付や初動調査を行っています。

3 安全な処理と安定したリサイクル

(1) 安全な処理の推進

■安全な焼却工場の運営

ごみ焼却工場においては、ダイオキシン類やその他の有害物質の発生や排出を抑制するため、モニターや排ガス監視装置などにより 24 時間、365 日体制で監視を行っています。ごみについては、高温で燃焼し、排ガスや排出水については、処理設備により処理を行なっています。さらに、定期的に排ガス中のダイオキシン類などを測定し、その測定結果や維持管理記録は工場や資源循環局のホームページで公表しています。

また、ごみ減量・リサイクルを推進するとともに有害物質等の焼却不適物の不適正搬入を防止するため、検査・監視体制を強化して搬入物検査に取組んでいます。

今後も、安全・安定した処理及び適正な運転管理を実施するとともに、環境対策の充実や不適 正搬入の防止に努めていきます。



焼却工場

金沢工場(平成13年4月稼働)



工場内(中央管制室)



搬入物検査の様子

■焼却工場の改修等

焼却工場については、安定的な運転を確保するため、耐震補強工事や老朽化した設備の大規模 補修を進め、長寿命化を図っています。

今後も、ごみ減量・リサイクルを徹底的に進める一方、焼却が必要なごみについて、安定的な処理を確保するため、稼動後 25 年を目途として老朽化した設備の大規模補修を、概ね 35 年でプラント設備更新を行なうなど、焼却工場を大切に使っていきます。

【これまでの改修等実績】

平成 15 年度	保土ケ谷工場の耐震補強工事
平成 16 年度	保土ケ谷工場の耐震補強工事
平成 17 年度	保土ケ谷工場の耐震補強工事(17年5月に完了)、都筑工場の耐震補強工事(基本設計)

【今後の改修等】

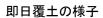
平成 18~19 年度	保土ケ谷工場の焼却設備大規模補修
平成 19 年度	都筑工場の耐震補強工事(実施設計)
平成 19~20 年度	都筑工場の耐震補強工事

■最終処分場の適正な管理

南本牧廃棄物最終処分場と神明台処分地の2つの最終処分場では、周辺の環境に影響を与えないよう、埋立物の飛散や臭気を防止するための即日覆土、排水処理施設における処分場内の浸出水の高度処理、月1~4回の水質調査等、定期的な環境調査を実施するなど環境保全対策を推進しました。また、埋立終了後まだ水質が安定していない旧処分場についても、周辺地域の環境保全に配慮し、排水処理施設により浸出水の浄化処理を行うなど適正に管理しました。

今後も、周辺環境や周辺との美観に配慮するため、環境保全対策を充実していきます。







排水処理施設

■神明台処分地第7次3期埋立地の開設

平成 20 年度開設に向けて、16 年度から工事を開始しており、17 年度は地盤の安定化工事を行いました。引き続き本体工事及び調整槽の設置工事を進めます。

【開設の経過】

平成 15 年度	住民説明会の開催(旭区、泉区、瀬谷区)
平成 16 年度	工事開始
平成 17 年度	地盤安定化工事完了、本体工事及び調整槽の設置工事着手
平成 18、19 年度	本体工事及び調整槽の設置工事

■南本牧廃棄物最終処分場

南本牧第2ブロック廃棄物最終処分場は、平成19年度頃埋立終了の予定でしたが、ごみ減量・ リサイクルを推進するほか、処分場の閉鎖に向けた最終的な覆土の厚さを変更することで埋立量 を確保することにより、7年程度、延命化を図ることとしました。

今後は、長期・安定的に廃棄物を埋立処分していくため、平成 26 年度頃を目途に、南本牧ふ 頭第5ブロック内に新たな廃棄物最終処分場を開設していきます。

【新規廃棄物最終処分場整備の経過】

平成 16 年度	環境アセスメント手続き(方法書作成及び冬季の環境現況調査)
平成 17 年度	環境アセスメント手続き(春・夏・秋季の環境現況調査及び準備書作成)

【廃棄物最終処分場埋立計画】



※ G30プランによる一般廃棄物埋立計画量及び実績から推計した産業廃棄物埋立計画量に基づく埋立計画



■アスベスト対策

人体へ重大な影響を及ぼすアスベストへの対策として、一般廃棄物処理計画実施計画を平成17年8月25日に改定し、アスベストを含む一般廃棄物については「排出禁止物」に指定し、横浜市では収集しないものとしました。市民の皆さんが処理する場合には、一般廃棄物収集運搬業者を紹介し、回収して、南本牧廃棄物処分場で埋め立てています。

今後も、適正処理に向けて取組を推進していきます。

(2) 安定したリサイクル

■資源選別施設の整備・改修

分別拡大の全市展開に対応するため、ペットボトルのみを処理していた金沢資源選別センター に缶・びんの選別機能を付加し、施設の増強を図りました。(平成17年11月に開設)

今後は、さらに安定した中間処理体制の充実を図っていくため、現在休止している緑資源選別センター(A棟)をペットボトルも処理できる施設として拡充整備します。



金沢資源選別センター

■焼却残さ資源化施設の整備・運営

金沢工場で発生する焼却灰の溶融処理を行ない、できた溶融スラグを道路路盤材等に再利用したり、溶融メタルを売却してリサイクルしています。また、焼却灰のリサイクル事業について、 実施方針の策定、公表に向け、事業手法と全体の枠組みの整理を行っています。

今後も、焼却灰の有効利用を積極的に推進していきます。

【これまでの取組】

平成 15 年度	焼却灰有効利用事業として、PFI 手法等を導入した灰溶融処理施設の整備に向けた調査及び焼却灰のセメント原料化など、他の処理技術についての事業化の検討
平成 16 年度	焼却灰の有効利用のひとつとして「ごみ焼却灰セメント原料化事業手法検討」の調査
平成 17 年度	・焼却灰の有効利用のひとつとして「ごみ焼却灰セメント原料化事業手法検討」の調査 ・鶴見工場の焼却灰の一部(異物を除去した細粒灰)について、試験的にセメント原料化処理を開始 ・金沢工場溶融飛灰の資源化に向けて、成分分析等の調査及び輸送方法の実証

≪コラム⑨≫ 現在、溶融スラグはこんなことに使われています。



丸み付け処理後の路盤材空冷スラグ

溶融スラグとは?

溶融スラグとは、焼却灰を電気エネルギーを 用いて 1,500℃の高温で溶かし、安定化・無 害化した後、ガラス状の砕石、砂状に固形化 したものです。

スラグを使用した舗装



スラグを利用したコンクリート 2 次製品 (敷地 境界ブロック) 試作品

■リサイクル技術、処理技術等の調査・研究

ごみ減量・リサイクルを推進するため、様々な調査・研究を実施しています。

今後も、将来における3R・処理・処分のあり方を検討するため、継続的に調査・研究を進めていきます。

【これまでの取組】

平成 15 年度	 ○焼却工場におけるバイオマス発電の基礎データ取得のため、年4回、各工場のごみ組成について調査(H16, 17も実施) ○分別拡大モデル地区の分別の効果等を把握するため、家庭ごみの組成調査 ○溶融スラグの用途拡大について検討するため、コンクリート2次製品への利用について調査 ○焼却残さの新たな有効利用に向けたセメント原料化基礎調査
平成 16 年度	 ○分別拡大先行6区とそれ以外の区について分別効果等を把握するため、家庭ごみの組成調査 ○溶融スラグの路盤材以外への利用として、溶融スラグを骨材の一部として使ったコンクリート製境界ブロック等を試作 ○家庭ごみの約 30%を占める生ごみを減量・リサイクルするため、生ごみのリサイクル技術について調査
平成 17 年度	○分別収集拡大事業の本格実施における分別の効果等を把握するため、全区について年4回、家庭ごみの組成調査○溶融スラグを使用して試作したコンクリート製境界ブロック等を、収集事務所新築工事で施工し、磨耗状況等の追跡調査

■静脈産業の育成

静脈産業の育成に向けた取組として、本市公共工事に伴い発生する木くずを、指定するリサイクル施設で利用するよう制度化するとともに、処理業者・他都市へのヒアリング調査を実施しました。また、リサイクル品の利用促進に向けて、横浜市役所では、環境負荷の少ないグリーン製品を積極的に購入・使用する「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」などを定め、環境に配慮した物品等の調達を進めるとともに、市民・事業者の皆さんにグリーン購入の普及啓発を図るためのガイドブックを作成しました。

今後も、横浜G30プランが目指す「循環型社会」の実現を目指し、静脈産業育成に必要な方 策について、関係局と連携するなど、幅広い視点から検討していきます。

4 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

(1) クリーンタウン横浜事業

主要駅周辺や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、行政が積極的に歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」と、美化推進員による散乱防止PRなどの「啓発事業」、また、「ポイ捨て防止条例」に則った自動販売機設置のための届出受付等を行っています。

今後も、「自分たちの街は自分たちの手できれいに」の考えのもとに、自治会・町内会や、 ボランティア、企業などと連携して、市民の皆さんの自主的な美化活動を推進していきます。





(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

今後も、地域住民や警察等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、不法投棄多 発地点に警告看板や警報装置を設置するなど不法投棄の未然防止に努めていきます





(3) 放置自動車対策

放置自動車の処理にあたっては、市民の皆さんからの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせております。また、平成 16 年 12 月に条例を改正し、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもののほか、本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、委員会の諮問を行わずに、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

さらに、放火の危険性があることや道路交通に支障を及ぼしている車両等について、撤去を 迅速に行うため、市内2か所(栄焼却工場跡地、長坂谷処分地跡地)の保管場所を整備し、廃 物認定前であっても一時移動できるようにしました。

今後も、放置自動車の撤去・処分を適正かつ迅速に行うとともに、関係機関と連携して放置されにくい環境づくりを進めていきます。



